

岩手県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウィル訪問看護ステーション昭和病院	一関市田村町6番3号	令和2年2月1日
訪問看護ステーション花笑み	大船渡市盛町字館下2番地40	令和2年2月3日
金沢内科医院	宮古市磯鶏沖15番20号	令和2年3月1日
アイン薬局花巻仲町店	花巻市仲町5番9号	令和2年4月1日
アイン薬局奥州水沢店	奥州市水沢東大通り一丁目5番31号	〃
遠藤医院	一関市千厩町千厩字町浦36番地	〃
しずくいし訪問看護ステーション心	岩手郡雫石町万田渡74番地1	〃